無線設備規則

2018年 第3回 一部改正

2018年12月25日　　　規則　第129号
2018年8月1日　技術委員会 審議
2018年12月5日　国土交通大臣 認可

規則の節･条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は, その規則に対応する要領があることを示しております。

2018 年 12 月 25 日　規則　第 129 号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

5 章　極海を航行する船舶の無線設備

5.2 機能要件（極海コード I-A 部 10.2）

5.2.2 を次のように改める。

5.2.2　救命艇及び救命いかだ並びに救助艇の通信能力

-1.　低気温環境下での航行が想定される船舶にあっては，全ての救助艇及び救命艇は避難のために離脱する際，遭難の警報，位置及び現場での通信の能力が維持されること。

-2.　低気温環境下での航行が想定される船舶にあっては，救命いかだは，離脱した際，位置及び通信の信号伝達を維持できるものとすること。

-3.　（省略）

5.3 規則（極海コード I-A 部 10.3）

5.3.1 を次のように改める。

5.3.1　船舶の通信*

-1.　**5.2.1-1.**に適合するため，船上の通信装置は，高緯度及び予想される低気温環境下における通信装置の制限を考慮し，船舶間及び船舶と陸上間の通信が可能なものでなければならない。

-2.　**5.2.1-2.**に適合するため，砕氷によるエスコートを行う船舶は，エスコート時及び非常時の操船を国際信号コードに従って後に続く船舶に示すため，音~~声~~響信号装置を後方に面して据付なければならない。

（-3.及び-4.は省略）

5.3.2 を次のように改める。

5.3.2　救命艇及び救助艇の通信能力*

-1.　低気温環境下での航行が想定される船舶にあっては，**5.2.2-1.**に適合するため，全ての救助艇及び救命艇が避難のために離脱する際には次の**(1)**から**(3)**によらなければならない。

(1)　遭難の警報のため, 船舶から陸上へ警報を伝達するための機器 1 台を持ち込むこと。

(2)　位置を示すため，位置を信号伝達するための機器 1 台を持ち込むこと。

(3)　現場での通信のため, 現場での通信を伝達及び受信するための機器 1 台を持ち込むこと。

-2.　低気温環境下での航行が想定される船舶にあっては，**5.2.2-2.**に適合するため，救命いかだは次の**(1)**及び**(2)**によらなければならない。

(1)　位置を示すため，位置を信号伝達するための機器 1 台を持ち込むこと。

(2) 現場での通信のため, 現場での通信を伝達及び受信するための機器 1 台を持ち込むこと。

-3. （省略）

附　則

1. この規則は，2018 年 12 月 25 日から施行する。

2. 2017 年 1 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

無線設備規則検査要領

要
領

2018 年 第 3 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日　　　達　第 97 号
2018 年 8 月 1 日　技術委員会 審議

2018 年 12 月 25 日　 達　第 97 号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

5 章　 極海を航行する船舶の無線設備

5.3 規則

5.3.1 を次のように改める。

5.3.1　 船舶の通信

規則 **5.3.1-2.**に規定する音~~声~~響信号装置は，次を満足するものであること。

(1) 短音（継続時間約 1 秒の吹鳴）及び長音（継続時間 4～6 秒の吹鳴）の組み合わせにより航行中必要な信号を発することができること。
(2) 船尾方向において音圧が最大となるような位置に設置されていること。
(3) 航行する海域において予想される環境条件の下でその機能性を維持するよう設計，製造及び設置されること。

附　則

1. この達は，2018 年 12 月 25 日から施行する。
2. 2017 年 1 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。